

鹿児島市スポーツ振興協会ノートパソコン機器等賃貸借契約に係る入札仕様書

1 契約の内容

機器の賃貸借（2のとおり）

2 機器の賃貸借

(1) 賃貸借期間

ア 契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

イ 準備期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

※準備期間は、用品調達を行う期間であり、賃貸借期間は含まれない。

ウ 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（60月）

エ 受け渡し期限

令和7年3月31日（月）15時まで

(2) 対象機器

品名	数量
ノートパソコン	12台
光学式マウス	12個

※詳細については、別添え「ノートパソコン機器等仕様」のとおり

(3) 納入場所

鹿児島市山下町15番1号（公益財団法人鹿児島市スポーツ振興協会事務所）

納品に関する詳細事項は、鹿児島市スポーツ振興協会担当者と協議のうえ、決定すること。

3 入札

(1) 入札価格

賃貸借期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1月分の賃貸借料を見積もること。（ただし、消費税額及び地方消費税額は含まないこととする。）

なお、賃貸借料の中には、初期不良による交換・修理に係る経費、納入等に係る経費、賃貸借期間満了後の機器の撤去に係る経費、公租公課、動産総合保険料などの必要な経費をすべて見込むこと。

4 契約の締結

(1) 賃貸借料

落札価格に消費及び地方消費税の税率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

(2) 契約の締結

賃借人と落札業者（以下、「賃貸人」という。）は、落札決定通知を受けた日から5日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、賃貸借料及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(3) 損害保険への加入

賃貸人は、物品に関し、賃貸借期間中継続して動産総合保険を締結するものとする。

(4) 保守契約

本契約に、保守契約は含まない。賃貸借開始日から1年間は無償保証とし、その後の故障等については、賃貸人は都度有償で対応するものとする。

(5) 信義誠実なる契約履行義務

賃貸人は、賃借人と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、審議を重んじ、誠実に履行する。

5 賃貸借料の支払い

(1) 賃貸人は、賃借人に対し当該月の賃貸借料の請求を翌月10日までにを行うものとする。

(2) 賃貸人は、適法な請求書を受領した日の翌月10日までに賃貸借料を賃借人に支払うものとする。なお、支払方法は、賃貸人と協議の上決定する。

6 秘密保持

(1) 賃貸人は、契約履行に当たって知り得た賃借人の業務上の秘密を洩らし、またはほかの目的に使用してはならない。

(2) (1) の秘密保持に関する義務は、契約の終了または解除後も継続するものとする。

7 損害補償

(1) 賃借人は、賃貸人の故意又は重過失によって、賃借人へ損害を与えた場合は、その賠償を賃貸人へ請求できる。

- (2) 賃貸人は、借入人の故意又は重過失によって、賃貸人へ損害を与えた場合は、その賠償を借入人へ請求できる。

8 権利義務の譲渡禁止

賃貸人は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

9 契約の解除

- ① 借入人は、必要があるときは原則として、3か月前に文書で相手方に通知することにより、この契約を解除できるものとする。
- ② 借入人又は賃貸人は、相手方が正当な理由なく、契約の条項に違反したときは、文書で通知することにより、この契約を解除することができるものとする。この場合は、借入人又は賃貸人は、これによって被る相手方の損害については、その責めを負わないものとする。
- ③ ①または②により、契約を解除する場合の賃貸借料の積算方法及び金額については、借入人と賃貸人が別途協議のうえ決定するものとする。

10 協議

契約に関して疑義が生じた事項は、借入人と賃貸人が協議の上、定める。